

京丹後市監査委員告示第1号

平成28年度に実施した財政援助団体等監査を受けて講じた措置について、地方自治法第199条第12項前段の規定により京丹後市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成29年3月30日

京丹後市監査委員 東 幹 夫

京丹後市監査委員 行 待 実

1 平成28年度財政援助団体等監査

(平成28年12月15日京丹後市監査委員告示第3号)

指 摘 事 項
<p>【京丹後市観光協会】</p> <p>① 京丹後市観光協会補助金において、観光協会から市に提出された実績報告書は観光協会の全事業の事業報告及び決算書となっており、補助金に対する実績報告となっていない。補助対象となっている「誘客イベント事業」は、歳出決算額 2,513,000 円に対して、歳入決算額は、当補助金 1,233,000 円、府補助金 1,280,000 円、負担金収入 280,000 円で過充当となっている。また、各支部が実施した補助事業の事業報告及び決算書類等が添付されていないなど、実績報告書の内容に不備がある。</p> <p>② 実績報告書の提出期限は、補助金交付要綱第11条で「翌年度の4月10日までに市長に提出」と規定されているが、期限内に提出されていない。</p> <p>③ 支部の決算書において、大宮支部が人件費として直接支払ったものを、峰山支部への負担金として誤って計上されている。</p> <p>④ 平成27年度の補助事業として実施済ではあるが、年度末までに支払いが完了しておらず、未払金計上された経費で支払が遅いものがある。</p> <p>【商工観光部観光振興課】</p> <p>⑤ 補助金の交付決定において、交付決定の資料となる「市税等の滞納状況」の書類が、交付決定日以降の日付となっている。</p> <p>⑥ 交付申請時に提出された「納付等状況調査同意書」の提出がないもの、また、原本の添付がないものがある。</p> <p>⑦ 京丹後市観光協会補助金について、補助金の事前交付に係る事務処理において、事前交付が必要な理由等の書類が不足している。</p> <p>⑧ 事業の実績報告に係る所管課の検査において、補助対象事業の実施状況、決算状況、支払伝票、領収書等の確認を実施しないまま交付確定し、補助金を交付している。</p> <p>⑨ 実績報告に基づき所管課の検査が実施されているが、検査結果報告書が作成されていない。</p> <p>⑩ 実績報告書の事業報告や決算書で、支部毎に作成される報告書類について、報告内容や書類の様式を統一されるよう指導されたい。</p>

講 じ た 措 置

【京丹後市観光協会】

- ① 平成 27 年度の京丹後市観光協会の実績報告について、所管課から京丹後市観光協会に対し、補助対象事業のみの内容についての事業内容及び収支を適切に表記するとともに、歳入の過充当について再精査を行い、また各支部で実施した補助事業を含んだ収支決算書及び実績報告書を再提出するよう指導した。

これを受け、京丹後市観光協会において、歳入の過充当の状況を再度点検し、その結果、市の補助金が過充当されていたことが判明したため、決算額を訂正した決算書及び指導に基づく修正を行い、必要な書類を添付した実績報告書が提出され、所管課において正確な収支の状況が記載されていること及び必要書類が添付されていることを確認したうえで、交付確定の訂正を行うとともに、過充当となる市補助金 280,000 円の返還の手続きをとった。

- ② 実績報告書の提出期限について、所管課から京丹後市観光協会に対し、京丹後市観光協会補助金交付要綱に基づいた適切な交付事務となるよう、期限内に提出するよう指導した。これを受け、京丹後市観光協会において、今後は所管課と協議しながら期限内の提出となるよう改善を図ることとする。
- ③ 京丹後市観光協会大宮町支部において、直接本人に支払ったものが、過ぎて峰山町支部への負担金として計上されていたものであり、所管課から京丹後市観光協会に対し、今後は適切な処理となるよう指導した。
- ④ 補助対象事業の経費について、所管課から京丹後市観光協会に対し、実績報告時に未払金として整理された経費についても、速やかに支払うよう指導した。

【商工観光部観光振興課】

- ⑤ 今後は、京丹後市補助金等交付規則に基づき、適切な事務処理を行うよう所管課においても周知し、再発防止の改善を図った。
- ⑥ 今後は、京丹後市補助金等交付規則に基づき、適切な事務処理を行うよう所管課において周知し、再発防止の改善を図った。
- ⑦ 補助金の事前交付については、平成 28 年度補助金交付分より必要書類及び必要な理由を添付し事務処理の改善を図っており、担当課において周知し、今後とも再発防止の改善を図ることとする。
- ⑧ 今後は、所管課の検査において、補助対象事業の実施状況、決算状況、支払伝票、

領収書等の確認を実施したうえで交付確定を行うこととし、所管課において周知し、再発防止の徹底を図った。

⑨ 今後は、所管課の検査実施後は書面上においても検査結果報告を行うこととし、再発防止の徹底を図った。

⑩ 所管課から京丹後市観光協会に対し、支部毎に作成される報告書類については、平成28年度からは様式を統一するよう指導を行った。